

(様式 1-3)

二本松市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	二本松市公園遊具更新事業	事業番号	A-1-2
交付団体	二本松市	事業実施主体	二本松市		
総交付対象事業費	15,866 (千円)	全体事業費	15,866 (千円)		
事業概要					
○事業の概要					
各地域の拠点となっている公園の遊具を更新し、身近に遊ぶところを整備することにより、多くの子供たちに屋外での運動機会の確保を図る。					
杉田仲之内団地公園等 4 公園の公園内にある既存遊具の更新					
・杉田仲之内団地公園内にある既存の複合遊具 1 基を更新する。					
・てっせんさぼう公園内にある既存のすべり台 1 基、2 連シーソー 1 基、2 連ブランコ 1 基を更新する。					
・佐勢ノ宮公園内にある既存の 2 連ブランコ 1 基、複合遊具 1 基、ロッキング遊具 2 基を更新する。					
・田沢親水公園内にある既存のすべり台 1 基、ジャングルジム 1 基、シーソー 1 基、2 連シーソー 2 基、2 連ブランコ 1 基、4 連ブランコ 1 基を更新する。					
※二本松市復興計画 施策の柱 1 安全・安心のまちづくり					
施策 2 (1) 放射線からの健康管理対策					
取り組み事項 学校施設等遊具の交換					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1)					
原子力災害前後で市の人口の 1. 1%にあたる 6 1 8 人が市外に避難した結果、児童生徒数に影響を及ぼしている。また、小売店の売り上げ等、地域経済に影響が生じている。更には農産物の生産意欲の低下等、地域の産業復興の妨げとなっている。					
平成 25 年 1 月 1 日現在現住人口 57, 394 人 (福島県現住人口調査月報)					
平成 24 年 10 月 1 日現在避難者数 6 1 8 人 (全国避難者情報システム)					
平成 22 年国勢調査結果人口 59, 871 人					
【子どもの運動機会の確保のための事業】					
○事業実施の必要性 (制度要綱第 5 の 1)					
体力低下の傾向が著しい子ども達を対象に、運動機会の確保や体力の向上を図るため、公園遊具を安全で魅力ある遊具に更新するとともに、保護者と子ども達から公園に興味や関心を持ってもらえるよう、市の広報等を活用し、子ども達の運動機会の確保を図る必要がある。					
○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと (制度要綱第 5 の 4 の ①)					
子供たちが特に影響を受けやすいとされる放射線による健康への影響の不安から、子供たちを守ろうと外出を控えさせる傾向にあり、ストレスや運動不足による食欲不振、不眠、肥満が懸念されている。					
平成 24 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、福島県は全国平均を上回った種目がなく、体力・運動能力が低下していることが指摘されているが、更に二本松市内小中学生の体力テスト結果によ					

ると、学年別・男女別・種目別の項目で、県平均を上回る項目 27 に対し、下回る項目 53 と、下回る項目が多い状況となっており、特に市内の小中学生の体力・運動能力が低下している。(参考データ「体力テスト市平均と県平均の比較」参照)

また、学校保健統計によれば二本松市内の小学校では肥満傾向の児童の割合が H22 は 10.45%、H23 は 11.21%、H24 は 12.40%と原子力発電所事故以降確実に増えており、子どもたちの肥満傾向が高くなってきている状況にある。(参考データ「肥満児童・生徒の割合の推移」参照)

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること(制度要綱第5の4の二①)

原子力発電所事故後、学校等の除染作業を早急に行うとともに、子ども達の健康・安全を最優先とするため、学校等での屋外における活動時間の目安を設定(幼稚園1時間、小学校2時間、中学校3時間)し、運動会についても屋内開催でないと保護者の理解が得られないなど、子ども達の運動する機会が大きく奪われた。現在では、学校の除染も終了し、空間放射線量が低下してきていることから、屋外での運動機会も確保されてきているが、放射線による健康への影響の不安から、公園等の屋外での遊びは敬遠される傾向がある。

本事業とともに、保護者の理解の元に活動時間の目安の撤廃を進めていく。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと(制度要綱第5の4の二①)

子どもたちが身近に遊べる範囲の市内各地に新たな運動スペースを整備するには、多額の費用及び期間が必要であり、緊急に運動機会の確保を図ることは困難である。このため、各地域にある既存の公園を活用することにより運動機会の確保を図る必要がある。原子力発電所事故後、公園の屋外遊びは避けられる傾向にあり、各地域の公園を除染し保護者の不安解消に努めているが、除染のみでは公園の利用が進まないため、公園のイメージを改善し、子どもたちにとって魅力的な公園とするため、遊具の更新が必要である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること(制度要綱第5の4の二①)

市内の都市公園31箇所の中で、子どもたちが歩いて行くことができる都市公園のうち、公園の規模や地域バランスを考慮した結果、4箇所を事業対象としており、効率的なものとなっている。

なお、公園遊具については既存施設の更新であり、現在の維持管理体制により管理を続けることが十分可能である。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること(制度要綱第5の4の二②)

中心市街地まで距離がある地域の子供たちが公園を活用しやすいよう、各地域において身近に遊べる利用しやすい公園の遊具更新を行う。

杉田仲之内団地公園は、旧二本松市の南側に位置し、住宅団地の近隣であるため、地域の子供たちが身近に利用しやすい公園である。

てっせんさぼう公園、佐勢ノ宮公園及び田沢親水公園の3公園は、それぞれ旧二本松市の北側、旧東和町及び旧岩代町に位置し、各地域の子供たちが身近に利用できるよう、市内の地域ごとに配置を分散させた。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組(制度要綱第5の4の二③)

市の広報やホームページ、教育委員会・学校・幼稚園等を通して各公園の遊具の更新を広く周知するとともに、利用者の意見を寄せていただくこととする。

○その他

教育委員会・学校・幼稚園等を通して公園等の利用状況について、児童や園児の保護者へのアンケート調査により事業効果について検証を行う。

【子育て定住支援賃貸住宅の建設】

○地域住宅計画の目標に避難者の住宅対策を位置付けるとともに、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること（制度要綱第5の4の三①）

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	